

## 試用期間中の解雇

**Q**、従業員を新たに採用しようと思っています。試用期間を設けていますが、もし、遅刻や欠勤を繰り返すなど問題のある従業員であった場合には、試用期間内に解雇するかもしれません。その場合に気を付けることはありますか？

**A**、試用期間とは、採用者を部署に配置し、適正を見極める1～3ヶ月の仮採用の期間です。試用期間は労働基準法で義務化されていないため、労使間で交わされる就業規則・労働契約書・雇用契約書などに詳細を明記する必要があります。

試用期間中の給与などの諸条件は事業所によって異なり、本採用時と同じ事業所もあれば差をつける事業所もあります。本採用の可否に関する項目は、事業所によって異なりますが、『勤務状況』・『能力』・『健康状態』の3点が挙げられます。

試用期間中は解雇権留保付き労働契約とみなされ、事業所側が雇用契約を解除できる権利を保有している状態となります。しかし事業所が採用者を解雇できる権利を持っていると言っても事業所側の都合で一方向的に解雇はできません。

試用期間開始後14日間は即時解雇できますが、15日以降は30日前に解雇予告通知書を作成するか、または解雇手当の支払いを行う必要があります。これは労働基準法20条の1項、2項に定められています。これらの条件は雇用時に労使間で取り交わす労働契約書の書面上に詳細を記載し、事前に採用者にしっかりと説明することが必要です。

正当な理由がない遅刻・欠勤を繰り返し、事業所側が何度も指導をしているにも関わらず、改善しない場合には、正当な解雇事由となります。事業所が何も指導や教育をしていないで解雇してしまうと、不当解雇に該当してしまう可能性があるため注意が必要です。